

「従業員の元気は会社の元気」

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！

従業員の健康は重要な経営資源です。

まずは、「健康づくり推進事業所」に宣言（申し込み）することからはじめてみましょう。

認定事業所数
(令和7年5月末時点)

1,982社

が健康づくり宣言を
しています!!

「健康づくり推進事業所」に認定されるメリット!

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

生産性の向上



- ◆モチベーションの向上
- ◆欠勤率・離職率の低下
- ◆業務効率の向上

事業所のイメージアップ



- ◆事業所価値の向上
- ◆事業所イメージの向上
- ◆新規採用の促進
(求人票にも記載可能)

事業所の負担軽減



- ◆疾病予防による手当の支払い減少
- ◆長期的な健康保険料負担の抑制

特典あり



- ◆出前健康講座の実施、健康測定機器のレンタルが無料!

「健康づくり推進事業所」の
詳しい内容についてはこちら



茨城県は現在、健康経営に取り組む企業が増加しています！従業員の健康のために
まずは茨城支部に「健康宣言」をしてみませんか？

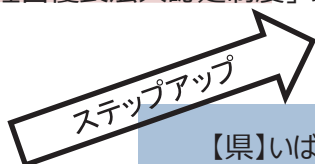
同封の「宣言書」の提出をお願いします！！

※すでに宣言書をご提出され、認定を受けている事業所様には、代わりに
健康測定機器レンタル申込書を同封しております。



協会けんぽ茨城支部の「健康づくり推進事業所」に認定になると・・・

茨城県の「いばき健康経営推進事業所認定制度」や
国の「健康経営優良法人認定制度」の申請が可能になります。



【国】健康経営優良法人

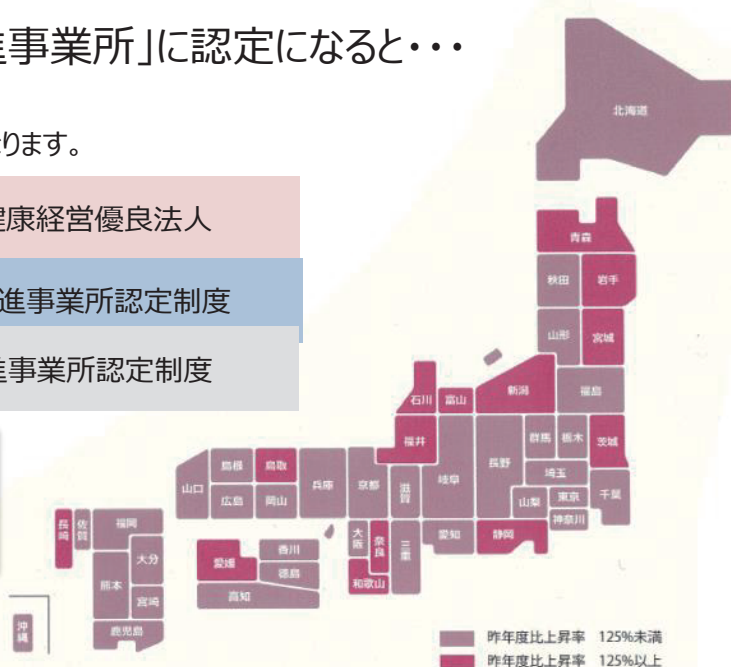
【県】いばき健康経営推進事業所認定制度

【協会けんぽ茨城支部】健康づくり推進事業所認定制度

健康経営優良法人2025(中小規模部門)
の都道府県別認定数(令和7年3月10日時点)

都道府県	認定法人数	
	健康経営優良法人 2024	健康経営優良法人 2025
茨城県	290	375

茨城県は前年度比129%増加！！



健康経営優良法人2025(中小規模部門)
都道府県別 認定数の前年度比
出典 経済産業省HP

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書（数字4桁）の用途

- ・健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。
- ・「ログインした者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用 など

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できなくなります！
速やかに更新をお願いします！！

電子証明書の有効期限について

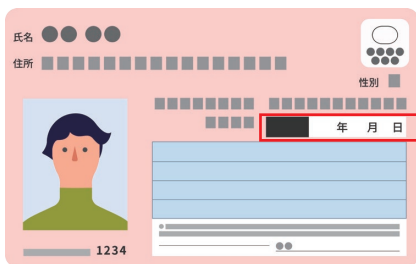
電子証明書の有効期限は、**年齢問わず発行日から5回目の誕生日まで**です。
※マイナンバーカードそのものの有効期限については、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。

マイナンバーカードおよび
電子証明書の有効期限
・更新についてはこちら



電子証明書の有効期限を確認するには

マイナンバーカードの券面（左下図の赤枠部分）に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル

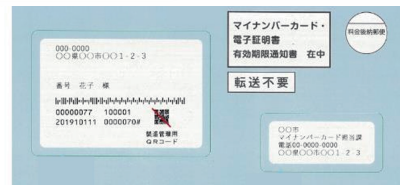


電子証明書を更新するには

有効期限の2～3ヵ月前を目安に**有効期限通知書**
（右図）が送付されます。

通知が来ていなくても有効期限の3ヵ月前から更新ができます。

有効期限が過ぎてしまうと...



▲有効期限通知書の封筒

	有効期限3ヵ月前	期限切れ翌日～3ヵ月間	期限切れ3ヵ月後
マイナ保険証	使用できます	使用できます	使用できません
マイナ保険証利用について	電子証明書の有効期限の2～3ヵ月前を目処に「有効期限通知書」が届きます。お住まいの市区町村等で速やかな更新をお願いします。	有効期限切れから3ヵ月間※はマイナ保険証で受診はできますが、保険資格情報の提供のみで、 診療情報・薬剤情報の提供はできません 。 速やかに 再発行手続き をしてください。	有効期限切れから3ヵ月間※経過後はマイナ保険証の利用ができません。 速やかに 再発行手続き をしてください。

参考：リーフレット「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！（令和7年6月時点）」（厚生労働省）

※有効期限満了日が属する月の末日から3ヵ月間